

7 資審第 7 号
令和 7 年 6 月 6 日

農林水産大臣 小泉 進次郎 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

農薬の登録について（答申）

令和 6 年 7 月 19 日付け 6 消安第 2355 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

ヤマウチアシボトゲダニ

(*Hypoaspis yamauchii* Ishikawa)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和5年（2023年）12月14日	登録の申請
令和6年（2024年）7月19日	農業資材審議会への諮問
令和6年（2024年）7月25日	農業資材審議会農薬分科会（第42回）への諮問の報告

② 生物農薬評価部会

令和6年（2024年）10月8日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第10回） 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会（第3回）合同部会
令和6年（2024年）12月19日	中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第94回）
令和6年（2024年）12月23日から 令和7年（2025年）1月21日まで	国民からの意見・情報の募集

③ 農薬分科会

令和7年（2025年）5月15日	農業資材審議会農薬分科会（第46回）
------------------	--------------------

3. 審議農薬の基本情報

- ① 一般名（学名） ヤマウチアシボソトゲダニ
Hypoaspis yamauchii Ishikawa
- ② 分類
綱：蛛形綱（Archinida）
亜綱：ダニ亜綱（Acaromorpha）
目：トゲダニ目（Mesostigmata）
団：ヤドリダニ団（Gamasina）
科：トゲダニ科（Macrochelidae）
属：ホソダニ属（*Hypoaspis*）
種：ヤマウチアシボソトゲダニ（*Hypoaspis yamauchii*）
- ③ 初回登録年 新規申請
- ④ 用途 殺虫剤
- ⑤ 捕食範囲 本種は土壌徘徊性の捕食性ダニで、ロビンネダニ、シャンハイゴミコナダニ等のネダニ類の他、ハウレンソウケナガコナダニ、ネギアザミウマの幼虫の捕食が報告されている。
- ⑥ 主な適用作物 にら（施設栽培）

4. 生物農薬評価部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

（1）農薬原体

ヤマウチアシボソトゲダニは、天敵生物であり農薬原体は存在しないため、原体規格の設定は必要ない。

（2）人に対する安全性

ヤマウチアシボソトゲダニの公表文献による情報において、

- ・人に対して病原体を媒介する可能性
- ・人に対して攻撃性を有する可能性
- ・人に対して有害な物質を分泌する可能性
- ・天敵生物、死体、排泄物等が人に対して感作性及び抗原性を有する可能性
- ・人に対する過敏性反応、有害性及び毒性に関する情報

は認められず、製造時又は試験時における事故事例の報告もない。

また、ヤマウチアシボソトゲダニと同属種である*Hypoaspis aculeifer*はOECD Test No.226 : Predatory mite (*Hypoaspis (Geolaelaps aculeifer)*) reproduction test in soilの供試生物として用いられており、2008年にテストガイドラインが採択されてからこれまでに使用者に対する悪影響は報告されていない。これらのことから人の健康に影響を及ぼす可能性は低いと判断した。

（3）生活環境動植物への影響

① 移動・分散性

ヤマウチアシボソトゲダニは翅を有さない土壌徘徊性の捕食性ダニであり、その成虫は主に土壌に存在して、植物上では植食性コナダニ類やネダニ類を餌としている。施設内で使用されることから、放飼後の自律的な移動・分散性は低いと考えられる。

② 定着性

ヤマウチアシボソトゲダニは在来種であり日本全国に分布する。普段はごく低密度で広く分布し、餌となる特定の微小昆虫等が大量に発生したときに限り急激に増殖すると考えられている。一般的に、自然環境下で特定の微小昆虫等が大量に発生することはないため、放飼後にヤマウチアシボソトゲダニが増殖する可能性は低い。

③ 標的外生物への影響

農耕地の土壌は地上部の植生が単一で頻繁に耕起されることから、発生するトゲダニの種類は限定される。種によって分布の深度や捕食する餌のサイズが異なり餌の競争が起こる可能性は低い。

（4）家畜（蜜蜂・蚕）に対する影響

ヤマウチアシボソトゲダニは、在来種であり、翅を有さない土壌徘徊性の捕食性ダニである。捕食の範囲として確認されているのは、コナダニ類（ケナガコナダニ、ホウレンソウケナガコナダニ）、ネダニ類（ロビンネダニ、シャンハイゴミコナダニ）の他、ネギアザミウマ、キノコバエ類の幼虫等の微細な生物であり、蜜蜂及び蚕に対して影響を及ぼすおそれは低いものと判断した。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

ヤマウチアシボトゲダニを用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

本申請には、特定試験成績は含まれていない。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び (4) のとおり、農薬使用者及び農薬蜜蜂影響における評価の結果、本号に該当しない。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

天敵農薬にあつては、当該農薬の成分が残留することはないため、該当がない。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

天敵農薬にあつては、当該農薬の成分が土壌に残留することはなく、農作物への吸収・移行の可能性を考慮する必要がないため、該当がない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境

動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

別紙2（1）のとおり、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が不要とされたことから、本号に該当しない。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

天敵農薬にあつては、水質の汚濁が生じる可能性を考慮する必要がないため、該当がない。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

別紙2（1）の農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果並びに独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
—	トゲダニキング

参照資料一覧

- (1) ヤマウチアシボソトゲダニ生物農薬評価書（農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会
令和6年10月8日及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和6年12月19日）